自施設以外での実地研修の実施について

自施設（介護福祉士の就業先）で実地研修を修了させることが原則であるが，指導看護師がいない事業所，喀痰吸引等対象者がいない等の事業所については，他の登録喀痰吸引等事業者（以下「他の登録事業者」という。）に介護福祉士の実地研修を依頼することが可能です。

他の登録事業者に依頼する場合においても，研修責任者は就業先（自施設）である「登録喀痰吸引等事業者」となり，研修修了の確認，実地研修修了証の発行，実地研修修了者管理簿の作成・保管，県知事への実施結果報告を行う必要があります。

他の登録事業者に依頼する場合には，実地研修の内容，費用などについて事前に十分調整を行い，依頼先の事業所から「介護福祉士喀痰吸引等実地研修実施機関承諾書」（参考例３）を受け，その写しを提出してください。

＊　病院等医療機関での委託実施はできませんのでご注意ください。